

- 工事名 筑波大学周辺緑地植栽工事(Ⅱ)
- 工事位置 茨城県新治郡村上天王台1丁目1番1号 筑波大学構内(別紙「位置図参照」)
- 工事期間 着工 昭和59年 月 日。(おん功期限 昭和59年3月26日)
- 工事内容等
 - 間伐、撤出、運搬

場所		直径 (cm)										計
		2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	
1.天通1松林	本数	3	45	179	193	93	22	1				536
	残積	0.002	0.045	0.179	0.193	0.093	0.022	0.001				0.655
病徴1松林	本数	1	12	36	45	22	6	1	1			124
	残積	0.001	0.012	0.036	0.045	0.022	0.006	0.001	0.001			0.124
第2面圃前松林	本数	6	20	92	92	41	7	1				261
	残積	0.006	0.020	0.092	0.092	0.041	0.007	0.001				0.261
計	本数	9	66	283	322	177	51	3	1	3		924
	残積	0.006	0.077	0.225	0.255	0.122	0.029	0.002	0.001	0.001		0.655

ロ 枯損木・伐倒、撤出、運搬、埋却

場所		直径 (cm)										計
		2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	
1.天通1松林	本数	1	27	26	9	1	1					66
	残積	0.001	0.027	0.026	0.009	0.001	0.001					0.066
病徴1松林	本数		2	9	9		1	1				21
	残積		0.002	0.018	0.009		0.001	0.001				0.024
第2面圃前松林	本数	1	2	8	5	3	1	1	1			22
	残積	0.001	0.002	0.008	0.005	0.003	0.001	0.001	0.001			0.022
計	本数	2	31	36	23	12	2	2	1	1		111
	残積	0.002	0.031	0.036	0.014	0.004	0.002	0.002	0.002			0.111

ハ 移植工事

回面番号	施行場所	樹高 (cm)										計
		11-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	90-99	100-109	110-119	
1.天 701				70	68		112	102	22	36		390
1.天 702				16	35		83	7	8	18		162
計				86	83		195	109	30	49		552

ニ 新規工事

回面番号	施行場所	樹高 (cm)										計
		11-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	90-99	100-109	110-119	
1.天 701				98	108	67	11	118	9			413
1.天 702				70	73	77		283	16			474
計				168	181	144	11	476	25			907

ホ 養生その他

回面番号	施行場所	本数	樹高 (cm)		養生	支柱		計
			ハ-7埋肥	造成埋肥		支柱	ハ-7埋肥	
1.天 701		303	917 ³⁵	11,445	147	376	260	303
1.天 702		656	732	10,190	86	312	258	656
計		1,459	1,649 ³⁵	21,635	233	708	518	1,459

特記仕様

- 本工事実施の順序から施工方法については 文部省発注工事請負等契約規則、契約書、土木工事標準仕様書、特記仕様書および図面にもとづくものとする。 実施の細部は図面等に疑義あるときは 甲が通知した監督職員(以下「監督職員」という)の指示に従うこと。

イ 間伐、撤出、運搬

- 1.天通1松林、病徴1松林、第2面圃前松林、3ヶ所、指定した立木についての間伐を行う。 伐倒の高さは地上より10cm以下とし、さきうき張り出し位置で切る。 伐倒後 立木についてアンバーテープを切株

に固定する。 伐倒木は 残条は15cm、18cm長さ(5本)に切り揃え、指定 都市整備公園指定の集積場まで運搬する。 残条については 同じく撤出し 別紙位置図に示した場所へ埋却する。

ロ 枯損木・伐倒、撤出、運搬、埋却

前記 3ヶ所にある枯損木は 地際から伐倒し 撤出し 指定した場所へ埋却処理を行う。 枯損木の切株については 切口にベンキを塗布しアンバーテープを固定する。 枯損木の処理は 間伐木と混同しないようにすること。

ハ 植栽工事

・植栽を始める前に 植栽区域およびその周辺のゴミ、コンクリート塊等植栽に支障のあるものは すべて除去し、指定したところに 深さ1m以上に埋める処理をすること。 また 植栽凹凸のないよう監督職員^(土質)の指示により整地すること。

- ・バーフ埋肥、造成埋肥の空腐れ処理は 1ヶ所にまとめて 一括処分すること。
- ・既設構造物、樹木等と接触しないように充分注意すること。 もし接触した場合は 監督職員に連絡の上 請負者の責任において修復すること。

植穴

- ・樹木の植栽位置は 図面にもとづいて定め、石標等により位置を確認すること。
- ・植穴の最低深度法則表(根指表)に示すか 植穴周辺に可能な限り耕起しておくこと。
- ・植穴は 機械掘り原則とするが 指示あるものや林内は 手掘りとする。 工事中は 通行人あるいは他車輛に対し安全策をとること。
- ・掘り上げ土は 埋戻し土と除き 近くに敷均しするものとする。

樹木の掘取り

- ・移植する樹木本体については 別に指示する。 掘取りは すべて幹土つきとし 幹の大きさは 根元直径の5~6倍以上とし 掘り穴は 掘り穴に根をさすものとする。
- ・新規樹木については 請負者の持ち込みとする。 すべて根幹つきとし 幹の大きさは 移植の場合と同じとする。
- ・幹土の指示(根指表)があるものは 一般仕様により行うものとする。
- ・日通り間20cm以上根をさすは 丸根さきり又は 四ヶ所二度さきり施工原則とする。

植付

- ・バーフ埋肥、造成埋肥の施用量は 別表(根指表)による。 施用法は 植穴底をよく耕し、ここに少量を混和し、残り分量は 埋戻し土と充分混和し 植付するものとする。
- ・埋戻しは 粘土・砂利の混入に極力避け 深植しにちなみよう留意し バーフ埋肥、造成埋肥を混和した土で根幹が充分密着するよう固める。 植栽後 水鉢を作り 充分灌水するものとする。
- ・掘取りから植付まで 24時間以内を終了することと原則として 作業を進行すること。
- ・林縁で移植する場合は 樹木の大きさと考慮して行うこと。

ニ 保護・養生

- ・各樹木の風除支柱は 別表(根指表)による。 取付仕様は 別図(2-4)による。 支柱木については スギ、ヒノキとし CCA加工品とする。 支柱については 1束1本入りものとする。
- ・ハコ掛(竹)は 根幹に鉄線(井田)を掛ける。 その他は 監督職員^(土質)の指示による。
- ・支柱の方向については 監督職員^(土質)の指示によること。

ホ その他

- ・植栽を終えた樹木周辺に清掃は その都度行うこと。
- ・バーフ埋肥、造成埋肥は 良く混ぜたものを使用すること。 また使用に際しては 造成埋肥にも 20kg入りものを使用すること。 品質証明書は 監督職員に提出して承諾を受けること。

ハ、拓植費(移植木)

- ・移植樹木が引渡後 1年以内の拓植、枝条拓植、樹形不良等となつた場合は、発注者と請負者で協議して定められた時期に、発注者が指定した官給樹木と請負者の負担で植えるものとする。
- ただし、明らかた請負者側による拓植の場合、請負者で樹木代も負担するものとする。
- ・天災、その他やむを得ない理由による場合は、両者協議の上、処理方法を決定する。
- ・新規工事の樹木の拓植については、文部省土木工事標準仕様書によること。

ト、工事記録写真

- ・工事記録写真は、次のものを提出すること。

区 分	大きさ	種類	枚/組	組
着工前写真	セビズ版	カ-	5枚/組	1
工事写真	セビズ版	カ-		1
シロん功写真	セビズ版	カ-	5枚/組	1

(注) 着工前、シロん功写真は同一場所から同一方向で撮影し、裏面に工事年度、工事名、撮影した所を記入し、撮影方向を明示した図面を添付すること。

- ・工事写真は、撮影した樹木がわかるように、樹木にラベルをつけておくこと。また図面上で撮影樹木を明記したものも提出すること。
- ・写真は、指定したアルバムに、施行区毎に整理して提出すること。